

シリーズ／

# 取調べ「可視化」の「現在」

## 接見技術のダイヤモンドルールを作ろう！

### —特別編：研修「これからの刑事弁護を学ぼう

### ～可視化時代の弁護実践～」報告（後編）

取調べの可視化実現大阪本部

法制審議会による一部事件（裁判員裁判対象事件及び検察官独自捜査事件）の警察官・検察官による被疑者取調べ全過程の録音・録画法制化答申（2014年（平成26年）9月18日）、最高検察庁依命通知に基づく検察官取調べ録音・録画の拡大（2014年（平成26年）10月1日～）により、刑事弁護の在り方は大きく変容する。平成26年9月17日、取調べの可視化実現大阪本部が行った標記研修で取り上げた「取調べ可視化を踏まえた刑事弁護実践のあるべき姿」について、前号に続き報告する。

#### 1. 検察庁の運用による 取調べ録音・録画の現況

##### ① 本格実施対象事件と例外的な録音・録画不実施

取調べの可視化を活用した適切な被疑者弁護は、現況の正しい把握から始まる。

平成26年6月、最高検察庁は、全国の検察官に対し、被拘束被疑者に対する検察官取調べの録音・録画に関する依命通知を発した。この依命通知による録音・録画は、平成26年10月1日から実施されている。

依命通知により、これまで試行対象とされていた以下の各事件は、本格的に録音・録画を実施する対象に格上げされた。

- ① 裁判員裁判対象事件
- ② 知的障がいがあり、コミュニケーション能力に問題のある被疑者の事件
- ③ 責任能力の喪失ないし減退の疑いがある事件
- ④ 検察官独自捜査事件

以上の事件に関する検察官取調べは、「遺漏なく行われるよう配意」すべきとされている。ただし、例外的に録音・録画を行わなくともよい場合として、以下の類型が示されている。

- (a) 被疑者が録音・録画を拒否した場合
- (b) 組織犯罪・共犯事件等における報復のおそれや関係者への配慮、不安・緊張・羞恥心などから、

十分な供述が困難と（検察官によって）認められることなどの事情によって、録音・録画をすれば被疑者が十分に供述できず、取調べの真相解明機能が害される具体的なおそれがあると（検察官によって）認められる場合

- (c) 関係者の名誉やプライバシーの保護・協力確保に支障を生じるおそれ等、録音・録画が不適当と（検察官によって）認められる場合

#### 2 新たな試行対象

検察庁は、上記の本格実施対象のほか、新たに、公判請求が見込まれる事件であって、

- ◆ 事案の内容や証拠関係に照らし、被疑者供述が立証上重要であるとか、被疑者の取調べ状況をめぐって争いが生じる可能性があるなど、取調べ録音・録画が必要と考えられる事件における被拘束被疑者の取調べ
- ◆ 被害者・参考人の供述が立証の中核となると見込まれるなどの個々の事情により、録音・録画が必要と考えられる被害者・参考人の取調べを、取調べ録音・録画の試行対象とした。「各庁の判断により積極的に実施」すべきとされており、「遺漏なく行われる」べき本格実施対象に比して、録音・録画の実施原則が緩やかになっている。新たな録音・録画試行対象事件について最も注目すべきは、本格実施

対象とは異なり、事件類型を問わないことである。

なお、試行対象事件では、具体的な事情を問わず、録音・録画を行えば十分な供述が得られず、取調べの真相解明機能を害する具体的なおそれがあると（検察官によって）認められる場合や、関係者の名誉やプライバシーの保護、協力確保に支障を生じるおそれなど、録音・録画が不適当と（検察官によって）認められる場合は、取調べ録音・録画を「行わない」とされており、本格実施対象に比べて、録音・録画の除外範囲が広げられている。

## 2. 檢察庁の運用を踏まえた取調べ録音・録画の活用

### 1 弁護実践における取調べ録音・録画の意義

取調べ録音・録画記録は、公判において、虚偽自白など、違法・不当な取調べによって作成された供述調書に記載された事実と異なる供述の任意性、信用性を争う際の有力な証拠となる。被疑者が取調べを受けた後、回顧的に書いた被疑者ノートより、取調べの実態を如実に表すものとして、極めて高い証拠価値がある。

### 2 供述の自由の確保

弁護実践における取調べ録音・録画の意義は、上記にとどまらない。最大の効用は、黙秘権行使を含む被疑者の供述の自由の確保である。取調べ実態が如実に記録される制度の存在が、暴行、恫喝や明らかな誘導による自白の強要等、違法・不当な取調べを抑止する。

ここで留意すべきは、**黙秘権行使すべき事案こそ、取調べ録音・録画の重要性が増すこと**である。自白の獲得に執着する取調官は、供述を拒む被疑者に対し、「黙秘していると情が悪いぞ。刑が重くなる」などと脅し、あるいは「自白すれば拘束が解かれるかもしれない。刑が軽くなるかもしれない」などと利益誘導を示唆して自白を迫るかもしれない。このような違法・不当な取調べを阻止し、黙秘を貫くためには、取調べ録音・録画による監視が不可欠である。録音・録画により、被疑者は、供述をするか否かの判断に関する任意性を確保することができ、このことによって、黙秘権を十分に行

使し得るのである。

なお、法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会では、黙秘権の行使による被疑者の沈黙は、取調べ録音・録画を行わなくともよい例外事由としての「録音・録画によって供述が困難となる場合」に該当しないことを、明示的に議論し、確認している。

### 3 不利益供述を撤回・変更する「リカバリーショット」

被疑者段階の弁護活動における取調べ録音・録画の効果的な活用法のもう一つは、録音・録画されている状態で、不利益な事実を承認したかのような以前の供述を訂正・撤回する「リカバリーショット」である。

録音・録画がない従来の取調べでは、被疑者が供述調書中の不利益な事実に関する記載の訂正・削除を求めて取調べ官が応じず、事実と異なる内容が記載された供述調書が、証拠取調べ請求される場合が多かった。

検察庁における取調べ録音・録画は、取調室への入室時点から始まり、原則として、録音・録画の中止が許されない。したがって、被疑者が取調べ官の機先を制し、取調べ冒頭で「述べておきたいことがある。前回の取調べで述べた～の点を訂正・撤回したい」と述べることによって、被疑者が、供述調書中の不利益事実の記載に異議を述べたことを、確実に記録させることができる。公判で、捜査段階の虚偽自白等の不利益供述の任意性、信用性を争う根拠として提示できるのはもちろん、検察官が起訴・不起訴の判断をする際にも、公判を維持できるか否かという観点から重視するポイントとなる。

### 4 取調べ録画記録の実質証拠化

近時、取調べ録音・録画記録を、供述の任意性・信用性に関する補助証拠としてだけではなく、録音・録画された供述の内容そのものを、罪体に関する実質証拠として取り調べる裁判例も現れ始めている。被疑者に、正当防衛等の犯罪成立阻却要件に関する積極的な主張や、合理的な否認の理由がある場合には、勾留理由開示公判における意見陳述や、弁護人が作成する供述録取書などと、取調べ録画記録を併用することにより、弁護側の積極的な立証に活用可能である。

ただし、供述の重要な部分が不合理に変遷すれば、一転して、取調べ録音・録画が、被疑者・被告人に不利な証拠となる危険もある。録音・録画される取調べにおいて、被疑者に積極的な主張をさせる場合は、弁護人が、接見で何度も供述内容を確認し、客観的な裏付けの有無や論理的整合性を十分に吟味したうえで、変動の可能性があるディテールを省略し、主張の骨格部分のみを明確に述べさせる練習が必要だ。接見の際、弁護人が取調べ官役となって、あらかじめシミュレーションをしておくことが重要である。

### 3. 取調べ録音・録画を着実に実施させるための弁護活動

#### 1 積極的な働きかけの必要性

一部事件の取調べ録音・録画の方向性は確定したが、未だ法制化はされていない。また、検察庁の運用による取調べ録音・録画対象には、法改正によって義務付けの対象となる類型以外のものが含まれているうえ、本格実施対象、試行対象とも、あくまで例外的な措置ではあるが、要件の捉え方次第では、録音・録画を実施しない余地が残る。したがって、当面の弁護実践では、検察庁の運用基準を踏まえたうえで、積極的に取調べ録音・録画を働きかける必要がある。

#### 2 本格実施対象事件の要件該当性のアピール

知的障がいのある被疑者、精神疾患等により刑事責任能力に疑いがある被疑者は、取調べ録音・録画の本格実施対象事件である。したがって、検察官に対し、これらの事情があることを示す事実や根拠を明確に示して強く申し入れ、確実に録音・録画を実施させる働きかけが必須である。精神障害者福祉手帳や療育手帳を有していること、入通院歴があることなど、客観的に証明可能な事実を速やかに把握し、根拠を示して検察官にアピールしなければならない。

#### 3 録音・録画を不相当とする理由の不存在

また、録音・録画を実施しない事由がないことを示すため、被疑者に対し、録音・録画の意義をわかりやすく説明し、直近の取調べにおいて、取調べ官に対し、録

音・録画を希望する旨、はっきり告げさせる助言が重要である。可視化申入書の末尾に、被疑者が取調べ録音・録画を希望しているとの記載を付け加え、被疑者の署名指印を得て検察官に提出すれば、被疑者が録音・録画を拒否していないことの裏付けとなる。

性犯罪などでは、供述に現れる被害者のプライバシー保護を理由に、検察官が録音・録画を拒否するケースが想定される。しかしながら、**法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会は、被害者等のプライバシー保護を理由とする録音・録画の除外を認めなかったことに留意すべき**である。録音・録画の有無にかかわらず、被害者のプライバシーに踏み込む取調べはあり得る。録音・録画媒体の開示や公判における取調べに制限を課す「出口規制」により、プライバシー保護の目的は達成される。被害者や関係者のプライバシー保護を理由に、録音・録画に消極的姿勢を示す検察官には、法制審議会における議論を十分に説明し、実質的な除外事由にはならないことを強く申し入れるべきである。

#### 4 試行対象類型における積極的な働きかけの必要

新たに試行対象となった類型において、取調べ録音・録画を着実に実行させるためには、依命通知に示された要件を正確に理解し、要件該当性及び必要性を明確に示して、より強く申し入れることが必要である。試行対象では、事件類型を問わず、被疑者の供述が立証上重要である事件、あるいは、取調べ状況に争いが生じる可能性のある被疑者取調べが録音・録画の対象である。たとえば、覚せい剤自己使用事件でも、覚せい剤の入手方法や具体的な摂取方法は、被疑者の供述により立証せざるを得ず、「公判請求が見込まれ、被疑者供述が立証上重要な事件」に該当する。また、否認事件であれば、被疑者の否認供述の取扱いを巡って争いが生じる可能性があり、試行対象に該当する。事件類型の要件がない以上、可視化申入れに遠慮は無用である。

試行対象事件においても、録音・録画の除外事由に該当しないことを明確に示すことの重要性は変わらない。検察官限りの判断で、広範に録音・録画拒否となるよう、より強力に、除外事由がないことを積極的に主張しなければならない。